

東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第3期）【令和2年3月改訂】[概要版]

平成29年3月に策定した東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画（第3期）について、令和2年度当初予算の編成を踏まえ、改訂版を策定したもの。
なお、改訂部分は、裏面の青書きの事業部分。

1 実施計画の趣旨

県では、平成24年1月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策基本方針」、同年3月に「東京電力福島第一原子力発電所事故被害対策実施計画」を策定した。平成23～25年度を第1期、平成26～28年度を第2期とし6年間、具体的な事業の実施に取り組んできた。その結果、当初の目標を概ね達成し、終了する事業も増えてきた。

しかしながら、放射性物質に汚染された廃棄物や除去土壌等の処理が進んでいないなど、放射線・放射能対策としては依然として様々な課題が残っていることから、引き続き原発事故被害対策に全力で取り組んでいく必要があるため、平成29年3月に基本方針を改訂した。県としては、引き続き放射線・放射能の監視・測定や汚染物等の処理など事故被害対策の継続実施に万全を期するため、平成29年度以降の事業・取組等を「実施計画（第3期）」（平成29～令和2年度）として取りまとめた。

○目標

震災以前の安全・安心なみやぎの再生

これまでに誰も経験したことのない未曾有の原子力災害に正面から向き合い、震災以前の安全・安心なみやぎを再生するために、県は市町村・民間団体・県民と一緒にとなって取り組んでまいります。

○目標達成のための3つの基本的視点

（1）きめ細かなモニタリングの継続

- 総合的・計画的に空間放射線量率や放射性物質濃度の監視・測定を継続し、その結果を迅速に公表します。
- 住民が持ち込んだ自然から採取した山菜や家庭菜園の農林水産物などの測定を行う市町村を支援します。

（2）汚染・風評被害、損害への十分な対応

- 8,000Bq/kg以下 の廃棄物については、適正な処理が速やかに行われるよう市町村等を支援します。
- 8,000Bq/kgを超過する指定廃棄物については、国による処理が円滑に行われるよう、市町村とともに協力します。
- 除去土壌や除染廃棄物の処理については、国の方針に基づき適正な処理が行われるよう市町村を支援します。
- 県産農林水産物や観光業などの信頼回復や消費拡大のため、各種メディアや広報誌等を利用して安全性や魅力等に関する情報を積極的に発信します。
- 原発事故により被害を受けた方に対して、損害賠償についての説明会等を開催するとともに、経営不振に陥った事業者に対し、事業継続に必要な金融・経営支援や技術支援などをています。

（3）放射線・放射能に関する正しい知識の普及・啓発

- 放射線・放射能に関する知識などを、県民一人ひとりが正確かつ分かりやすく理解できるよう、セミナーや出前講座を実施するほか、様々な機会を捉えて、正しい知識の普及・啓発を図ります。

2 実施計画（第3期）の構成

実施計画（第2期）に関して内部評価を行ったところ、8割以上の事業において「原発事故対応として継続すべき」との結果となった。

一方、実施計画（第3期）では、初期の目的を達成した事業や、再掲事業などの整理により事業数が減少したことから、これまでの7つの個別取組を5つに見直し、より効果的な対策を実施できるようにしている。

○5つの個別取組

第1 「放射線・放射能の監視・測定」

空間放射線量の常時測定、飲食物・学校給食等の放射性物質濃度の検査

第2 「汚染・風評被害への十分な対応」

事業継続に向けた総合的な金融・経営支援やイベント・PR等を通じた風評被害拡大の防止

第3 「汚染物・廃棄物の速やかな処理」

国・市町村等と一体となった廃棄物の適切な処理の促進

第4 「損害への対応」

民間事業者等に対する損害賠償請求支援

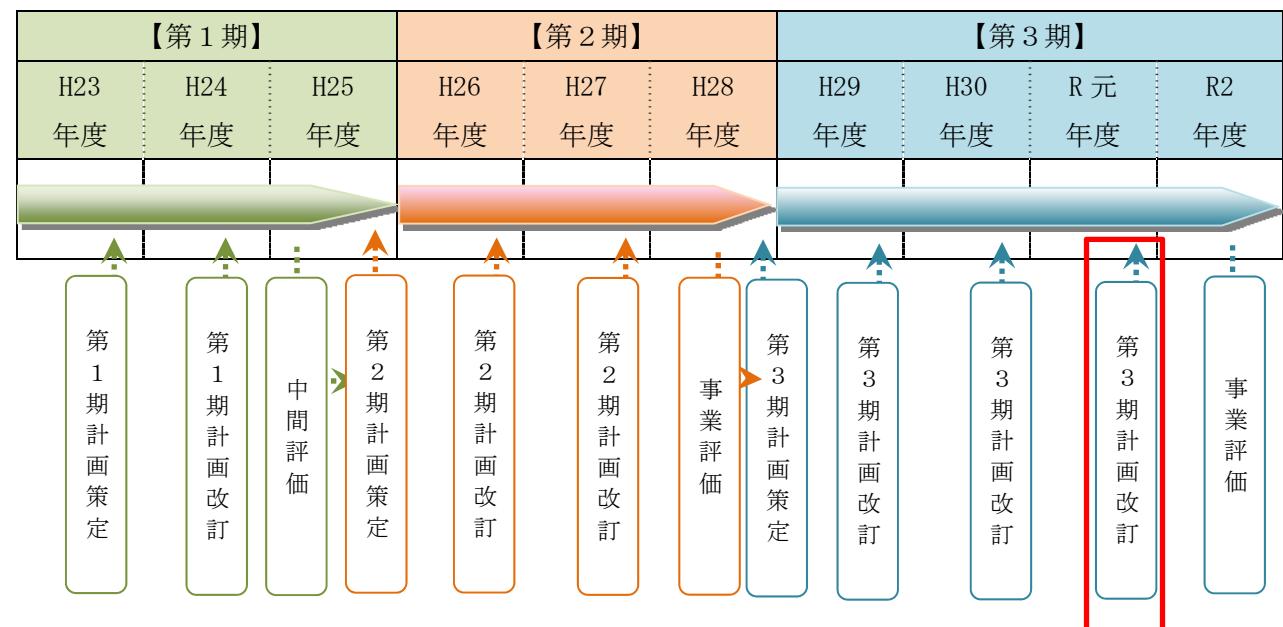
第5 「正しい知識の普及・啓発」

放射線等に関するセミナー開催、放射能に関するポータルサイトの運営、放射能に関するパンフレットの作成等を通じた県民の放射線等に対する正しい知識の普及・啓発

3 計画の期間

計画期間については、未だに原発事故の収束を見通すことが困難なことから、上位計画である「宮城県震災復興計画」（10年間）の終期と合わせて平成29年度から令和2年度までの4年間としている。

実施年度



施 策 体 系



※ () 内は、実施計画のページ数

※ 青字は、令和元年度で終了する事業

合計 (延べ 59 事業)